

コモン

長久手町の男女共同参画を推進する条例PR版

第4号
2009.4

「コモン」とは、英語・フランス語で「共通の、協働の、共有の」という意味です。



最近では、女性消防士や男性保育士など男女がさまざまな分野で活躍しています。

男女共同参画社会の実現を目指して

男女は、個人として尊重され、法の下に平等であることが日本国憲法において保障されています。

長久手町では、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、利益と責任を分かち合えるまちづくりを進めてきました。これは、国が制定した男女共同参画社会基本法の理念を踏まえるとともに、国際社会の動きとも協調した取組です。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行は、今なお根強く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題があります。すべての町民が、なかでも次代を担う子どもたちが夢と希望をもって生き生きと暮らせるよう、町、町民、事業者及び教育関係者が協働し、これからも力強くまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちは、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応することができる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、平成21年4月、長久手町の男女共同参画を推進する条例を制定しました。

長久手町の男女共同参画を推進する条例の概要

条例を制定する目的

長久手町の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、町と町民、事業者及び教育関係者と協働して取り組むことにより、町民一人ひとりが自立し、尊重し合い、そして町民が幸せに暮らせる社会を実現することを目的とします。

5つの基本理念

- 1 男女はお互いに人権を尊重しましょう。
- 2 固定的な役割分担に基づく社会制度や慣行を見直しましょう。
- 3 男女が方針の立案及び決定に対等に参画できるようにしましょう。
- 4 男女が家庭や地域などにおいて対等に参画できるようにしましょう。
- 5 国際社会の取組に協調して男女共同参画をすすめましょう。



こんな ことば 知っていますか？

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）異性から振られる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。被害者は多くの場合女性です。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

それぞれの責務

- 1 町民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進しましょう。
- 2 事業者は、事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備しましょう。
- 3 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行いましょう。
- 4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施します。また、町民、事業者、教育関係者と協働して男女共同参画の推進に取り組みます。



基本的施策

- 基本計画策定 ○積極的改善措置 ○実施状況の公表
- 性と生殖に関する健康と権利 ○雇用の分野における男女共同参画の推進
- 家庭生活と職業生活等との両立支援 ○教育及び学習の支援 ○国際的協調

してはいけないこと(禁止行為)

性別による差別的な取扱いをしてはいけません。

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントをしてはいけません。

第二次長久手町男女共同参画プラン数値目標における取組状況

(平成24年度達成目標に対する、平成20年度の状況)

	平成19年度	平成20年度	平成24年度(目標)
学校での男女混合名簿の実施 ※	4校	4校	8校
審議会等の女性委員の割合	24.0%	22.0%	30.0%
放課後児童クラブの拡充	2か所	4か所	5か所
ファミリー・フレンドリー企業	1か所	1か所	5か所

※小学校6校、中学校2校(平成21年4月現在)



男女共同参画サテライトセミナーを開催しました。



概要 平成20年12月14日(日)、あいち男女共同参画財団と共催し文化の家光のホールで「源氏物語から千年、女と男変わらないこと、変えなければならないこと」をテーマに愛知淑徳大学中島美幸さんを講師にお迎えし講演会を開催しました。

「キャリアウーマンだった紫式部、彼女を師と仰ぎ女性の自立を説いた与謝野晶子。少子高齢社会、人口減少社会と転換期を迎えた今こそ、二人の生き様に学び、勇気を持って男女共同参画へと大きく社会を変えていきましょう。」と講師から男女共同参画社会実現への取り組みの重要性の説明がありました。



セミナーアンケートから（回答者49人）

◆あなたができる男女共同参画には、どんなことがありますか。

- ・妻の職場について夫が知る。（男性・30代）
- ・家庭で男女の役割について話し合う。子どもの教育にいかす。（女性・40代）
- ・子どもへの教育。女性が今まで参加しなかった事にすすんで参加していく。（女性・50代）
- ・子どもたちに男女平等の意識を持たせ、慣習を「おかしい」と気づかせるようにする。（女性・50代）
- ・家事、育児の分担。今の政治の男女比で、真に男女共同な施策は出てこない。（男性・50代）
- ・条例も文章だけでなく実動していけることを念じている。（女性・60代以上）
- ・各年代層の人が集まって常に話し合うこと。（女性・60代以上）
- ・女性が職を持つことを勧めていきたい。また、協力したい。（女性・60代以上）



各種相談窓口

ドメスティック・バイオレンス DV

長久手町：福祉課 女性悩みごと相談（要予約）
TEL 63-1111(代)

愛知県：女性相談センター

面接相談 TEL 052-913-1101

電話相談 TEL 052-913-3300

子育て相談、虐待等相談・通告の窓口

子育て支援センター TEL 63-9500

健康相談

長久手町保健センター TEL 63-3300



編集 長久手町男女共同参画推進協議会

発行 2009(平成21)年4月

長久手町役場 まちづくり協働課
〒480-1196

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60番地 1

TEL 0561-63-1111(代)

HP <http://www.town.nagakute.aichi.jp>

編集後記

上記サテライトセミナーで「コモンを知っていますか」とアンケートしたところ回答者の4割が「知らない」との答え。PR不足を痛感しました。第4号はより多くのみなさんに「コモン」を読んでもらうようPR方法を工夫してみました。